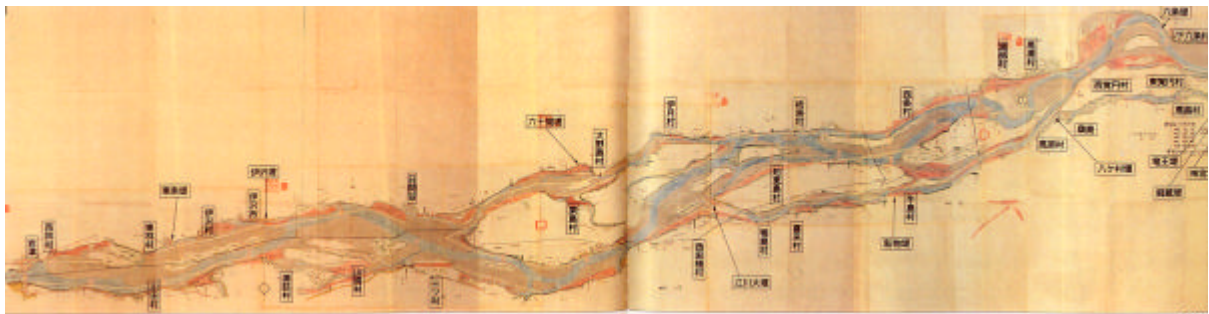


1 - 2 吉野川河道の変遷

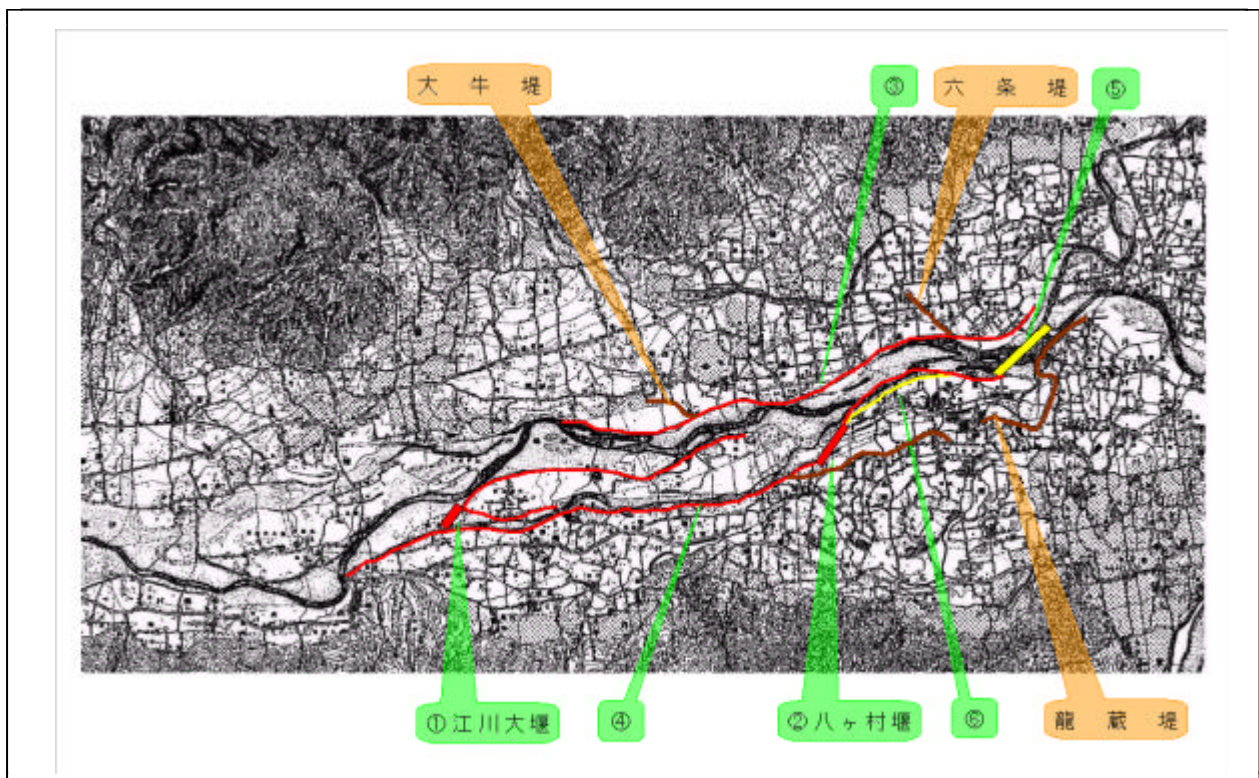
1 - 2 - 1 往年の吉野川（江戸時代末期まで）



吉野川分間絵図（1830年頃）



吉野川第一期改修工事以前の旧築堤箇所『吉野川絵図』（天保11年[1840年]）



江川大堰（十三ヶ村堰）の建設

洪水が江川に押し寄せるのを防ぐため、鴨島町知恵島に周辺の十三ヶ村が共同で江川大堰（十三ヶ村堰）を造った。

八ヶ村堰建設

江川大堰に対し、神宮入江川への洪水を少なくするために、八ヶ村が共同で長さ90間の洗堰を造った。

1 - 2 - 2 明治初期（第一期改修工事（明治40年）以前）

明治5年に吉野川南北両岸の堤防築堤計画が立案される。
藍畑地区は北を吉野川、中央を神宮入江川に貫通され中州又は遊水池のような環境におかれていた。

明治6年吉野川左岸連続堤防（西條～佐藤塚）

吉野川左岸の上板町高志付近は多くの河跡湖が残っているように吉野川の氾濫源の湿地帯であった。明治6年頃名東県令古賀定雄の命で吉野町西条から上板町佐藤塚にかけて、小規模な堤防を築いた。（堤防間左右岸で180間・現在350間）

明治8年吉野川右岸連続堤防

川島町城山から石井町藍畑中州にかけて15kmの連続堤が完成。この連続堤は、今の吉野川の堤防ではなく、江川の旧堤を通っていた。本流右岸の堤防は知恵島から四ツ屋付近までの霞堤であり、本流と江川に囲まれた地帯は遊水地帯であった。

明治8年：八ヶ村堰訴訟

明治8年の右岸連続堤防で八ヶ村堰は埋め立てられたため、九ヶ村が上流の牛島、高原間において、堤防が決壊するとして、県土木課を訴えた。

明治17年：デレーケの「吉野川検査復命書」

明治17年6月12日、ヨハネス・デ・レーケが徳島に来る。7月4日まで吉野川を踏査し、9月23日に内務省土木局長あてに「吉野川検査復命書」を提出した。

明治18年～内務省の低水工事

内務省土木局吉野川出張所は、デレーケの報告を受けて明治18年2月から舟運の便と流路を固定するための低水工事に着手した。同時に徳島県も高水工事を開始した。

工事は、前年の洪水で堤防が破堤していた名西郡覚円村から着手された。内務省による沈床工事は航行する舟や筏が沈床工に接触、転覆したりして事故が相次

いで起こり「内務省の沈床工は舟筏を沈める恐ろしいもの」と誤った噂が広まった。

徳島県の高水工事

一方徳島県も西覚円村光明寺に土木出張所を設け、堤防工事に着手していたが、作業員が集まらなかったり、用地交渉が難航し、工事は遅々として進まなかった。

明治21年7月31日の堤防破堤

堤防着手の3年後の明治21年の7月31日の洪水で西覚円村の堤防が約369間にわたり、破堤した。

明治21年8月30日の堤防破堤

さらに、1ヶ月後の8月30日に再びこの決壊箇所には洪水が襲い、西覚円村の堤防が約300間にわたり決壊した。流出した家屋は西覚円村で堤外人家2戸、堤内人家13戸、高畑村で30戸、30数名が死亡するという大惨事になった。

明治21年：覚円騒動

この水害に激怒した覚円住民はこの決壊を人災として、救済を求めて土木出張所に押し寄せ、県庁に強訴するという行動にでた。これが覚円騒動である。

明治22年：吉野川低水護岸工事の廃止

この騒動の余波として、県議会の多数が「内務省が施行した沈床工が破堤の原因であり、改修の廃止を国に要請すべき」との意見で占められ、内務大臣山形有朋に対し、吉野川改修工事の廃止を要求し、ひとまず中止を決定した。

こうして明治18年に始まった吉野川低水工事は、明治22年7月、わずか4年で中止となった。

明治25年7月22日から23日洪水

工事中止後も吉野川は毎年のように氾濫を繰り返し明治25年7月22日から23日洪水では死者329人を出す大災害にあっている。

明治26年：北井上騒動

現在の第十堰の下堰と上堰の分派点南岸から北岸に築堤して締め切る計画であった。計画どおり完成していれば、第十堰下流域の水害は大いに軽減されるはずであった。それ故に当該地区の住民は工事費を義損し、改修工事の早期完成を待望していた。しかし、明治21年の覚円騒動で吉野川改修工事が中止となったため、第十堰下流兩岸の住民は明治23年改修工事の継続を建議し、県会に提出した。明治26年まで県に対し堤防新設を要望してきたが、12月の県議会において第十堰下流域の三ヶ村の築堤、吉野川本流掘削工事に関する議案を否決した。

明治29年7月：河川法制定

高水工事の内務省直轄工事の道が開かれる。

明治34年4月1日：吉野川が施行河川に認定。

明治35年：7月内務局は沖野忠雄外による「吉野川高水防御意見書」を策定し、改修計画を立てる。この年より着手予定であったが、日露戦争のため着手されず。

明治39年：吉野川改修工事国営案が国会通過。

1 - 2 - 3 昭和初期（第一期改修工事）

明治40年度に内務省が吉野川の第1期改修事業に着手し、計画流量を13,900m³/sとした改修計画が策定されて以来、吉野川水系における流量改定は、一部変更を含めて7回行われています。また、流量配分の変遷は次に示す通りです。

第1期改修事業（明治40年）

昭和40年度に着手した第1期改修事業の計画流量は、明治35年の沖野忠雄により策定された「吉野川高水防御工事計画意見書」で定められており、明治30年9月洪水を既往最大洪水として、流量観測値から推定して決定されました。（詳細不明）覚円量水標地点（高瀬橋付近）の計画流量50万個（約13,900m³/s）のうち、本川（旧吉野川）に10万個（約2,780m³/s）、別宮川（吉野川）に40万個（約11,200m³/s）を配分して、別宮川を改修し本流とする計画でした。

第1期改修事業変更（明治41年）

明治41年に第1期改修事業における計画流量は変更され、覚円量水標地点（高瀬橋付近）の計画流量13,900m³/sは全量別宮川に流すこととし、本川（旧吉野川）はやや上流に付け替えて分派点に第十樋門が建設されました。

当時の絵図



明治45年：別宮川下流部の浚渫、掘削、築堤開始。

大正5年：善入寺島の掘削工事

大正6年：第十から川島間の兩岸築堤工事着手、第十運河開削開始。

大正12年：第十樋門竣工

大正13年：川田村、林村の築堤開始

昭和2年：残事業が完了し、吉野川改修工事が完工。

1 - 2 - 4 昭和初期から中期（県管理時代）



昭和 3 年 徳島県へ管理移管
昭和 2 2 年 吉野川修補工事開始

1 - 2 - 5 昭和中期（第二期改修工事以降）

昭和 2 4 年 治水調査会吉野川小委員会開催

終戦直後の相次ぐ大水害や河川の荒廃に対処するため、治水に対する根本策を調査研究する諮問機関として設置され、利根川、筑後川、吉野川等の全国 1 0 大河川の既定改修計画の改定原案を策定した。

吉野川では本調査会で「吉野川改訂改修計画」が了承され、昭和 2 4 年度～昭和 4 0 年代前半にかけ第 2 期改修事業が実施された。

昭和 2 8 年 昭和 2 8 年以降吉野川改修総体計画策定

昭和 3 3 年、昭和 3 5 年に計画を修正

昭和 3 8 年 昭和 3 8 年以降吉野川改修総体計画策定

昭和 4 0 年 吉野川水系工事実施基本計画策定

昭和 4 9 年 吉野川直轄河川改修計画書策定

第 2 期改修事業（昭和 24 年）

第 1 期改修事業は昭和 2 年に完了し、その後毎年のように生じた洪水を防御して吉野川沿川の社会経済的発展に多大な役割を果たしましたが、年月とともに老朽化し、堤防漏水が問題になってきました。一方、昭和 20 年 9 月の枕崎台風では、計画流量を上回る 14,800 m^3/s の洪水が発生しました。そのような状況の下、第 2 期改修事業の計画流量は、昭和 24 年の治水調査会において、「吉野川改修改訂計画」が了承され、岩津地点で 15,000 m^3/s となりました。

昭和 38 年以降吉野川改修総体計画（昭和 38 年）

昭和 24 年の計画流量の改訂に伴って、第 2 期改修工事は堤防の拡幅、嵩上げ等の補強に重点が置かれてきましたが、昭和 29 年 9 月のジューン台風では既往最大を上回る 15,000 m^3/s の洪水が発生し多大な被害を被るなど、吉野川の治水安全度は依然として低い状態でした。このため、昭和 29 年 9 月洪水をはじめとした既往の各洪水について解析して吉野川の治水安全度を検討した結果、昭和 38 年に流量改訂を行って「昭和 38 年以降吉野川改修総体計画」を策定しました。「昭和 38 年以降吉野川改修総体計画」は計画規模として年超過確率 1/80 程度を対象に岩津地点で基本高水のピーク流量を 17,500 m^3/s 、計画高水流量を 15,000 m^3/s （2,500 m^3/s は早明浦、柳瀬ダムでカット）として、ダムによる洪水調節が初めて計画されました。

吉野川水系工事実施基本計画（昭和 40 年）

新河川法の施行により、昭和 40 年 4 月に吉野川水系工事実施基本計画が決定されま

したが、この時の基本高水ピーク流量及び計画高水流量は、昭和38年以降吉野川改修総体計画を踏襲したものです。

本計画においては、これまで未改修であった岩津上流池田までの約40kmの区間が直轄管理区間として編入され直轄改修に着手することになりました。これに伴って岩津～池田区間の流量配分計画を同区間の遊水解析結果に基づいて検討し、一部霞堤方式による改修計画を策定しました。

池田～岩津間の一部流量配分の変更（昭和43年）

昭和43年に吉野川総合開発計画により池田ダムと新宮ダムの計画が決定したので、一部流量配分を変更し、併せて昭和38年以降吉野川改修総体計画では懸案事項であった池田～岩津の河道計画は、早明浦ダムの洪水調節効果を十分配慮した完全締切堤防計画に変更しました。

1 - 2 - 6 現在（昭和57年工事実施基本計画以降）

吉野川水系工事実施基本計画改訂（昭和57年）

昭和40年の工事実施基本計画の策定以降、昭和45年8月、昭和49年9月、昭和50年8月、昭和51年9月と度重なる洪水が発生し、依然として安全な状態ではありませんでした。このような状況の下、昭和57年に工事実施基本計画を改訂して、計画規模の年超過確率を1/80から1/150に向上させて、岩津地点で基本高水のピーク流量を24,000m³/s、計画高水流量を18,000m³/s（6,000m³/sは早明浦、柳瀬、新宮、池田、富郷ダム等9ダムでカット）とする流量配分に改訂しました。